



ご案内パンフレット

東近江市蒲生医療センター

訪問リハビリテーション



通院が困難な方のご自宅に理学療法士が訪問し、関節運動などの機能訓練や、歩行練習、トイレ・入浴動作などの実際の生活場面で必要な動作練習や指導を、ご利用者・ご家族の生活の思いを考慮しながら実施していきます。

さらに住宅改修の支援、福祉用具の利用の支援、介護相談、医療・介護スタッフ・ケアマネジャーとの連携も行います。



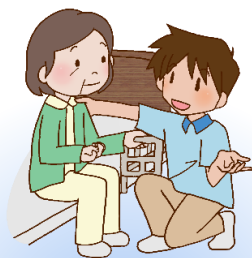
関節運動やストレッチ、

筋力をつける運動
などを行います。



生活場面に則した

歩行練習を行います。



起き上がりや **立**ち上がり

移り行練習を行い
自立や介助量軽減を
目指します。

訪問リハビリは
どんなことをする？



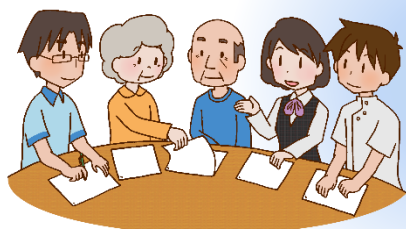
住宅改修についての助言や

用具の選定を
行います。

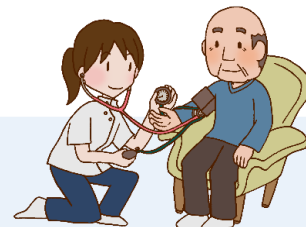


ご利用者のご希望に沿い
ケアマネジャーや
介護スタッフと

連携して介護サービス
の提供に努めます。



◆訪問リハビリは誰が受ける？



以下の2点を満たした方が受けます。

①介護保険証の認定を受けている方

要介護認定（要介護1～5）を受けられた方、もしくは介護予防（要支援1～2）の方が対象となります。

また、40～64歳までの方については、要介護状態となった原因が、「がん」や「関節リウマチ」など「16種類の特定疾病による場合」の認定を受けた方が対象となります。

②主治医から「訪問リハビリが必要」と認められた方

病状や家庭内の環境を診て、医師が必要だと診断した場合に訪問リハビリテーションを受けられることになります。

【当事業所の訪問地域】

■東近江市内（旧八日市市・旧蒲生町・旧永源寺町） ■日野町 ■竜王町

◆訪問リハビリの利用方法は？開始までの流れは？

主治医にご相談の上、ケアマネジャー（介護支援専門員）を通じてお申し込みください。訪問リハビリ開始前に、当センター医師による診察（指示書発行やリハビリ計画作成）を行います。以後3ヶ月に1回の診察（場合によっては訪問診察も可）が必要となります。

※主治医が蒲生医療センター以外であれば、当センター初回受診時に他院からの診療情報提供書が必要となります。詳しくは当事業所スタッフにお尋ねください。

その後、契約を交わし、身体状況や生活環境を評価した上で訪問リハビリ開始となります。

◆訪問リハビリの費用は？

基本料金（40分の訪問リハビリ）・・・・・・約615円（1割負担の方）

・・・・・・約1230円（2割負担の方）

・・・・・・約1845円（3割負担の方）

※お手持ちの介護保険負担割合証に記載されている負担割合により各々料金が異なります。

その他、利用される方の条件によって定められた加算料金があります。

詳しくは、担当ケアマネジャーまたは当事業所スタッフにお尋ねください。

◆お問い合わせ先



〒529-1572 滋賀県東近江市桜川西町340番地

東近江市蒲生医療センター（指定管理者：医療法人社団 昂会）

指定訪問リハビリテーション事業所

【事業所番号 2510501303】

理学療法士：杉澤 輝彦（すぎさわ てるひと）

理学療法士：奥田 重人（おくだ しげひと）

理学療法士：坂下 郁美（さかした いくみ）

TEL：0748-55-1175

FAX：0748-55-1178

【営業時間】

月～金 8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始は休み）